

認 定 書

国住指第 3574 号
平成 31 年 2 月 18 日

徳永産業株式会社
代表取締役社長 入谷 博之 様

国土交通大臣 石井 啓



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第九号及び同法施行令第 108 条の 2 第一号から第三号まで（不燃材料）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
NM-4901
2. 認定をした構造方法等の名称
合成樹脂塗装ガラスクロス張／フェノール系樹脂混入ガラス繊維板
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。